

(8) 職員の退職管理の状況

イ 退職管理制度の概要

(イ) 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

地方公務員法第38条の2により、離職して営利企業等に再就職した職員は、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と県との間の契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること（働きかけ）が禁止されている。

ただし、次のような場合等は、働きかけの規制の適用から除外される。

- 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合

- 法令、県等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合

- 法令に基づく申請・届出を行う場合

- 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合

また、在職中に就いていたポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間は異なる。

(ロ) 再就職情報の届出

山形県職員の退職管理に関する条例により、管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間に再就職した場合には、再就職情報を任命権者に届け出る必要がある。

（参考）令和4年7月1日現在における届出状況

	営利企業	公社等	その他	計
知事部局等	13	48	1	62
警察本部	7		5	12
教育委員会			5	5
計	20	48	11	79